

## 就学指定校変更の要件について

射水市では各学校の通学区域を定め、住民登録の住所に基づいて就学する学校を指定しています。教育委員会が相当と認める場合(下表の事由に該当する場合は、保護者の申し立てによって就学指定校を変更することができます。(指定校変更)

事由ごとに許可期限や必要書類が異なりますので、事前にご相談ください。

事由	許可基準	許可期限	必要書類
住所の変更	学期の途中で射水市内での住所の変更があり通学に支障がない場合	申し立ての期間 最長卒業まで	
住所変更予定	射水市内で住宅の新築等で住所を変更する予定があることにより、短期間、住所変更予定地の指定学校への通学希望する場合	住所変更予定地に 住民票が移るまで の間	建築確認済証写、売買契約書写、賃貸借契約書写等のいずれか
昼間留守家庭 (小学生のみ)	同居家族の就労により日中留守となる家庭の場合で、同居家族に代わって保護する者(祖父母等)の住所の校区の学校への通学を希望する場合	申し立て事由の消滅まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童預かり証明書</li> <li>・同居家族が雇用されていることや、営業していることを証明する書類</li> <li>(1)雇用されている場合 就労証明書</li> <li>(2)自ら事業を営んでいる場合 就労証明書</li> <li>※自ら事業を営んでいることがわかる書類(下記①～③のいずれか)を添付する</li> <li>①営業証明書(市役所が発行したもの)</li> <li>②営業証明書(自治会長等が証明したもの)</li> <li>③直近の確定申告書の写と事業所名と代表者名が記載された領収書等の写</li> </ul>
特別支援学級	指定学校に特別支援学級がなく、特別支援学級のある隣接校の学校へ通学する場合	卒業まで	
身体的理由	病気等の身体的理由で通学・通院の利便性・安全性について配慮する必要がある場合	診断書に基づく期間	・医師の診断書

【裏面に続く】

通学距離	自宅から指定校までの直線距離が小学校では概ね4キロ以上、中学校では概ね6キロ以上で隣接校までの方が近く、隣接校が受け入れ可能な場合	卒業まで	
その他の事由	小学校で指定学校変更の許可を受けていた児童が、その小学校の通学区域に係る中学校への就学を希望する場合	卒業まで	
	指定学校変更を受けている兄・姉と同じ学校へ就学を希望する場合	申し立ての期間 最長卒業まで	
	いじめ、不登校などにより転学を希望する場合	申し立ての期間 最長卒業まで	
	地域的・家庭的又は、教育的配慮からやむを得ないと認める場合	申し立て事由の消滅するまで	・教育委員会が特に必要とする書類 (確約書等)

※指定校変更による通学については、保護者が一切の責任を持ち、安全に通学させてください。(通学方法は学校長の指定する方法となります)

※申請内容に虚偽の記載があると認めた場合、指定校変更の決定を取り消します。

#### ○指定校変更の手続き方法

##### (1) 新入学生の場合

市町村教育委員会より発送される入学通知書受領後に、射水市教育委員会学校教育課にお越しく下さい。

※ 必要なもの・・・入学通知書、事由ごとの必要書類

##### (2) 既に就学されている方の場合

射水市教育委員会学校教育課にお越しく下さい。

【問い合わせ先】  
射水市教育委員会  
学校教育課 学校教育係  
電話 0766-51-6635